（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正）

第三十八条　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「同法第十一条第一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。」を「掲げる業務」に改め、「、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と」を削る。

（破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正）

第三十九条　破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十二条第一項中「附帯する業務並びに」を「第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び」に改める。

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一部改正）

第四十条　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「除く。）」を「掲げる業務」に、「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」を「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第四十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正）

第四十二条　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「除く。）」を「掲げる業務」に、「同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」を「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特別措置法第八条第一項に規定する業務」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第四十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第四十四条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「株式会社であるものであって、」の下に「株式会社国際協力銀行及び」を加える。

（独立行政法人国際協力機構法の一部改正）

第四十五条　独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「すべて」を「全て」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び旧基金法第二十九条の二第一項の海外経済協力基金債券」を削り、「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改め、同条第二項中「国際協力銀行債券」を「国際協力銀行債券又は」に改め、「又は海外経済協力基金債券」を削り、「株式会社国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第四十六条　株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能」及び「我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに」を削る。

第二条第五号中「（第四十一条第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）」を削る。

第五条の見出しを「（名称の使用制限）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一条第一項第四号を次のように改める。

四　削除

第十一条第一項第六号中「（第四号に掲げる業務にあっては、別表第三第七号に掲げるものを除く。）」を削る。

第十二条の見出しを「（業務の方法）」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務（以下「国内金融業務」という。）」を「前条第一項各号に掲げる業務」に改め、同条第二項中「国内金融業務」を「業務」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十六条第四項第一号中「銀行法」の下に「（昭和五十六年法律第五十九号）」を加える。

第三十一条第三項中「公社債等」の下に「（公債、社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権をいう。）」を加え、「補てん」を「補塡」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」に、「から第七号まで」を「及び第七号」に改める。

第四十一条第六号を次のように改める。

六　削除

第四十六条の次に次の一条を加える。

（予算の繰越し）

第四十六条の二　公庫の毎事業年度の支出予算は、翌年度において使用することができない。ただし、年度内に公庫の支払の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払を終わらなかった支出金に係る支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　公庫は、前項ただし書の規定による繰越しをしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作成し、これを主務大臣を経由して財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。

3　前項の規定による承認があったときは、その承認に係る繰越計算書に掲げる経費については、第三十四条第一項の規定による予算の通知があったものとみなす。

第四十八条第二項中「国内金融業務及び危機対応円滑化業務」を「その業務」に改める。

第四十九条の見出し中「国内金融業務等の」を削り、同条第一項中「国内金融業務」を「その業務」に改め、「及び危機対応円滑化業務」を削り、同条第五項中「国内金融業務及び危機対応円滑化業務」を「その業務」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条　削除

第五十一条第一項中「前二条」を「第四十九条」に改め、同条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び前条第一項」を削り、同条第四項中「及び前条第三項」を削る。

第五十三条第一号中「第六十三条第六項各号」を「第六十三条第四項各号」に、「第六十三条第五項」を「第六十三条第三項」に、「第六十三条第六項第一号」を「第六十三条第四項第一号」に改める。